



川内原発再稼働を認める「審査書案」にノーを！

パブリック・コメントを出そう！

原子力規制を監視する市民の会

原子力規制委員会は、川内原発について九州電力の申請を事実上認める「審査書案」を提示しました。8月15日を期限にしたパブリック・コメントが実施されています。みなさんで、審査書案を認めないぞ！再稼働を認めないぞ！との声を集中しましょう。

【パブリック・コメントの送り方】

パブリック・コメントは、原子力規制委員会のサイトから直接出すことができます。審査書案や概要プレゼン資料もあります。http://www.nsr.go.jp/public_comment/bosyu140716.html

FAX や郵送で出すこともできます。〒106-8450 東京都港区六本木 1-9-9 六本木ファーストビル

原子力規制庁 安全規制管理官（PWR 担当）宛て FAX：03-5114-2179

川内原発審査書案への「パブコメのタネ」

□審査全般にかかわる項目

□審査書案に触れていない項目

◆安全を保証するものではない

田中俊一委員長の述べるようにこの審査書が「安全を保証するものではない」のであればそれを明記し、政府・官邸に説明すべきである。安倍首相は「世界一厳しい安全基準だ」と繰り返し述べている。

◆パブコメの結果について公開で審議を

寄せられたパブリック・コメントについては、公開の場で慎重に審議した上で、きちんと反映していただきたい。

◆方針を確認しただけではわからない

重大事故対処等について、多くの項目で「申請者が…する方針としていることを確認した」とあるだけで具体的な中身やその審査について書かれていない。具体的な中身を書き込むか、工事認可書や保安規定に反映されるのであればそれと合わせてパブリック・コメントにかけなければ意味がない。

◆クロスチェック解析が実施されていない

重大事故対策の有効性評価などで用いられている解析コードの信頼性について、申請者による単一の計算結果があるだけで、別のコードを用いたクロスチェック解析が実施されていない。原子力安全・保安院／原子力安全委員会時代に行われていたことから見ても大きな後退である。

◆原子力防災計画の欠落

重大事故を想定した避難計画を含む原子力防災計画が、適切で実効性のあるものかどうかを確認する法的な手続きがなく、適合性審査においても検討の対象となっていないのは重大な欠陥である。

- 川内原発の避難計画は、周辺市や鹿児島県が策定しているが、風向きが考慮されていない、スクリーニングポイントが設定されていない、避難先に十分なスペースが確保されていない、地震や津波との複合災害が考慮されていない、放射能が30キロ以遠に及ぶ可能性が考慮されていない、ヨウ素剤の配布計画が不十分等々の問題があり、

実効性に乏しいが、これをチェックするシステムがない。

- ・ 鹿児島県は、10 キロ以遠の要援護者の避難計画について策定を放棄し、施設管理者に丸投げし、責任を押し付けている。
- ・ 米国では原子力防災計画の策定が許認可要件に含まれており、米国原子力規制委員会による審査を受ける。許可が下りないと原発の運転ができない。

◆福島原発事故の検証が不十分

福島原発事故の検証が不十分であり、原因もわかっていない。津波の前に地震により機器が破損した可能性についても検証が不十分である。福島原発事故を教訓にするというのであれば原因の究明を先に行うべきである。

◆設備の老朽化が考慮されていない

適合性審査は、設備が新品同様であることが前提となっており、老朽化については考慮されていない。

- ・ 川内原発1号機は、運転開始から30年を経過しており、高経年化技術評価が必要である。九電は昨年12月に評価結果を提出しているが、審査は完了しておらず、新規制基準により再評価が必要とされている状況である。
- ・ 高経年化技術評価の審査を終えた上でなければ審査書を確定すべきではない。
- ・ 2号機についても来年30年を迎えることから、今の段階での技術評価が必要である。

□火山影響評価

◆カルデラ噴火の可能性 P61 III-4.2.2

原発の運用期間中にカルデラ噴火(巨大噴火)が生じる可能性は十分に小さいとはいえず、火山影響評価ガイドに従い、川内原発は立地不適とすべきである。

- ・ 九電は南九州のカルデラ噴火9万年周期説を主張するが、3つのカルデラをまとめて、カルデラ噴火の平均発生間隔が約9万

年というだけである。実施には、個々の火山で噴火に周期性はみられない。

- ・ 噴火直前の100年程度の間、急激にマグマが供給されたとの、ギリシャのサントリーニ火山ミノア噴火の事例を一般化しすぎている。次の南九州でのカルデラ噴火がこれと同様となる根拠はない。

◆兆候を把握はできるのか P61 III-4.2.2

火山学者や政府答弁書も認めるように「カルデラ噴火(巨大噴火)について噴火時期と規模を予測することは困難」であり、核燃料の搬出を考慮すると、火山ガイドが要求する「兆候把握時の対処方針を適切に策定すること」などできない。

- ・ 火山ガイドの策定時にヒアリングを受けた中田節也東大地震研教授は「規制委が要請すべきは、燃料を運び出す余裕を持ってカルデラ噴火を予測できるモニタリングのはず。それは無理だと規制委にコメントしたが、全然通じていない」(南日本新聞)と述べている。
- ・ 始良(あいら)カルデラは、活発な活動性が確認され、カルデラ噴火時には火砕流が川内原発に到達する可能性も確認された。噴火の時期や規模の予測が不可能であれば、立地不適とすべきである。
- ・ 審査書案には、申請者の兆候把握時の対処方針について具体的な記載がない。保安規定に記載されるのであれば、その文案と合わせて、改めてパブコメを実施すべきである。

◆火山の専門家抜きの審査 P61 III-4.2.2

規制委・規制庁に火山の専門家は一人もいない。蚊帳の外に置かれた火山学者が警告を発し続けている。審査を一旦止めて専門家会合を開き、噴火の可能性や兆候の把握の可能性について議論を尽くすべきである。

- ・ 田中俊一委員長は、国会答弁などで、火山噴火予知連はカルデラ噴火を対象にしていないと批判した上で、規制委・規制庁がリードして調査研究を行うと述べた。この

ような調査研究は、火山噴火予知連や警告を発している火山学者を含めて実施すべきであり、その間は、川内原発の再稼働を認めてはならない。

□地震動想定

◆基準地震動は約2倍の規模に P13 III-1.1

断層モデルについて、日本の地震の特性を考慮すれば九電が設定した基準地震動よりも約2倍の規模のものを想定しなければならない。

- ・ 九電は強震動予測手法（レシピ）よりも地震モーメントを約2倍とした評価を行い、基準地震動を設定している。しかしレシピは、世界的な地震の平均像を求める手法であり、そこで用いられている経験式（入倉・三宅式）では日本の地震の特性が考慮されていない。
- ・ 日本の地震の特性に基づく経験式（武村式）を用いた場合、レシピの4倍程度の地震規模になる。すなわち、川内原発の基準地震動は、少なくとも現状の約2倍の規模のものを想定しなければならない。

□重大事故対策

◆汚染水事故対策なし P344 IV-4.12

適合性審査では、福島第一原発で現に起きている汚染水事故…格納容器下部が破損して冷却水が漏れ汚染水となって外部に放射能が大量に拡散している…について検討しておらず、防止策もとられていない。これは、格納容器が破損した場合でも、放射能の大量の拡散を防止する策を講ずるよう要求する新規制基準にも違反する。

- ・ 福島第一原発においては、汚染水の流出による土壌汚染、海洋汚染が深刻で、もう一つの重大事故とも言うべきものとなっている。
- ・ 事実6日目ごとに5億ベクレルほどのトリチウムが海に放出され、汚染し続けている。
- ・ 汚染水発生の原因は、格納容器下部の破損による原子炉冷却水の流出にある。これに建屋に入り込んだ地下水が混ざり、大量の

汚染水となり、施設外への大量の放射能放出に至っている。

- ・ 新規制基準 55 条では、格納容器の破損に至った場合等において「工場等外への放射性物質の拡散を抑制するために必要な設備を設けなければならない」とされ、同第 37 条 2 項には、「発電用原子炉施設は、重大事故が発生した場合において、原子炉格納容器の破損及び工場等外への放射性物質の異常な水準の放出を防止するために必要な措置を講じたものでなければならない。」とある。
- ・ ところが、適合性審査においては、格納容器下部の破損による原子炉冷却水の流出と、それが汚染水という形で、施設外への放射性物質の異常な水準の放出をもたらす事態については検討されておらず、防止対策も取られていない。
- ・ 原子力規制委員会の組織理念では規制委員会は「福島第一原発事故の教訓に学び、二度とこのような事故を起こさないために、…設置された」とある。格納容器下部から外部への流出という、福島での汚染水の実態を踏まえた対策を新規制基準の要求事項とし、適合性審査で検討すべきである。

◆圧力容器への注水放棄 P170 IV-1.2.2

大破断による冷却水喪失と電源喪失により緊急炉心冷却ができない事態が重なる重大事故において、九電は原子炉圧力容器への注水を放棄し、格納容器の下部に水をためて、そこに熔融燃料を落とすという手順を想定している。これでは、熔融燃料により格納容器が破損する恐れがあり、水素爆発や水蒸気爆発の危険性も高まる。また、原子炉圧力容器への注水手順の整備を求める基準にも反する。

- ・ 新規制基準は「熔融炉心の原子炉格納容器下部への落下を遅延又は防止するため、原子炉圧力容器へ注水する手順等を整備すること」を要求している。

◆格納容器破損の可能性 P201 IV-1.2.2.6

重大事故時に、格納容器下部に水をためて溶融燃料を受ける手順において、溶融燃料が落ちるまでの時間は解析コードによる計算値だが、原子力規制委員会は、別の解析コードによるクロスチェック解析を行っていない。溶融燃料とコンクリートとの反応により、格納容器破損に至る可能性が否定できない。

- ・ 重大事故シナリオにおいて、審査書案は、MAAP という解析コードによる解析結果から、原子炉圧力容器の破損時間を事故発生から約 1.5 時間であるとし、この場合には、原子炉下部で約 1.3m の水位が確保され、コンクリートの浸食は約 3mm に留まり、格納容器破損は生じないと評価している。
- ・ 例えば福島第一原発 1 号機の地震発生後の原子炉圧力容器の破損時間について、東電の MAAP による解析結果が約 15 時間であったのに対し、原子力安全・保安院が MELCOR という解析コードで実施したクロスチェック解析においては、約 5 時間となった。MAAP の約 3 分の 1 となっている。
- ・ 原子炉圧力容器の破損までの時間が、実際には、MAAP による解析結果より約 3 分の 1 程度に短い可能性があり、その場合に、原子炉下部の水位が十分に確保されず、より大規模な溶融炉心・コンクリート相互作用が生じ、格納容器破損に至る可能性がある。

◆水素爆轟の危険性 P195 IV-1.2.2.5

新規制基準は、重大事故時に水素が発生しても、衝撃波をとまなう強烈な爆発である爆轟（ばくごう）が生じることがないように、水素濃度が 13% 以上になることを禁じている。しかし現状では、爆轟の可能性が否定できない。

- ・ 審査書案では、炉内及び炉外での構造物（鉄）・水反応による水素の発生量が考慮されていない。これを考慮した場合、基準の 13% を超える可能性がある。

- ・ 申請者の解析では、水素濃度の空間分布に 13% を上回っている区間があり、爆轟の可能性を示している。これは新規制基準の要求にも反する。
- ・ 水素燃焼時の水素発生量の解析では、クロスチェック解析は実施されていない。

◆水蒸気爆発の危険性 P190 IV-1.2.2.4

溶融燃料が水と接触して生じる水蒸気爆発について、「発生の可能性が極めて低いとしていることは妥当」とあるだけで、判断の根拠が示されていない。

◆フィルタ付ベントがない

フィルタ付ベントが設置されていない。報道では 2 年後に完成ということだが、必要な安全装置なしに再稼働を認めるようなことはあってはならない。

□航空機落下・火災対策

◆航空機落下等について P69 III-4.2.3

審査書案は、航空機落下確率が低いことから、設計上考慮する必要はないとしているが、意図的な突入や爆撃などを含めて考慮すべきである。

◆火災の発生防止について P82 III-6

申請者は可燃性ケーブルについて、難燃性ケーブルへの取り換えではなく、シール材で処理するとしている。しかし、シール材の劣化や施工不良などによる漏れなどが発生するおそれがあることから、難燃性ケーブルに交換して、本質的に燃えないようにすべきである。

<2014 年 7 月 26 日作成>

原子力規制を監視する市民の会 <http://www.kiseikanshishimin.net/>

〒162-0822 東京都新宿区下宮比町 3-12-302 TEL/03-5225-7213/FAX/03-5225-7214

カンパ歓迎! ★金融機関名: ゆうちょ銀行 口座名称: 原子力規制を監視する市民の会

※ゆうちょ銀行以外から: ○一九 (ゼロイチキュウ) 店 (019) 当座 0449670

※ゆうちょ銀行から: 00140-5-449670・加入者払込・払出店: 新宿神楽坂